

令和 7 年度普及指導活動の外部評価について

1 外部評価の目的

国指針において「普及指導活動について、先進的な農業者や関係機関等委員による外部評価を実施し、結果を公表すること、さらに、これら評価結果を次年度以降の計画に反映させること」とされており、本県においても、外部評価会を実施し、県HPで結果を公表している。

2 評価項目と評価会の開催

各地域振興局・支庁（事務所）農政普及課等において、普及指導計画に基づく普及指導活動の成果等について評価会を開催した。

主な評価項目	評価会の開催	
	場 所	時 期
普及指導計画に基づく普及指導活動 ・ 普及指導計画の課題，対象の選定 ・ 活動体制・活動方法 ・ 活動の成果 ・ 波及性と今後の対策	各地域振興局・ 支庁（事務所）の 農政普及課等	令和 8 年 1 ～ 3 月

3 外部委員（評価する者）

農業者・地域リーダー，市町村，農業委員会，JAなど，地域農業の動向や農政の展開方法等に対して，十分な理解と知識を有している者を選定（178人）。

4 評価結果の概要等

普及指導計画に基づく普及指導活動（42 課題）に関する 5 つの評価項目について評価を受けた。

評価項目	評価結果(割合：%)		
	適 当	概ね適当	要改善
1 課題の設定	85	15	0
2 対象の選定	76	24	0
3 活動体制・活動方法			
(1) 関係機関・団体等との連携	69	29	2
(2) 活動の方法，時期，手段	68	31	1
(3) 専門的な技術・情報の活用	71	28	1
4 活動の成果			
(1) 農業者，地域，産地育成等の効果	58	40	2
(2) 指導対象の課題解決への取組	58	41	2
5 活動の波及性と改善			
(1) 他課題や他農業者，地域への波及性	61	36	3
(2) 今後の対策	56	43	1

※ラウンドにより，合計が合わない場合がある。